

災害発生時における 段ボール製品の 調達に関する 協定を締結

9月22日に、セツツカートン株式会社（埼玉県川口市）と協定を締結し、災害時に段ボール製簡易ベッド等を調達できるようにしました。

☎ 地域安全課防災消防係（☎042-387-9807）

市の条例で指定する寄附金の対象法人を追加

個人市民税の控除対象寄附金となる法人（団体）として、次の法人を追加しました。

■対象法人 社会福祉法人小金井さくら会

■施行期日等 令和3年2月5日以後に支出した寄附金から適用となり、令和4年度課税から対象となります。

■手続方法 寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした年の翌年の確定申告（所得税）もしくは、市・都民税の申告（住民税）が必要となります。申告がない場合は、税額控除が受けられませんのでご注意ください。

なお、市・都民税の申告のみの場合は、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

☎ 市民税課市民税係（☎042-387-9819）

小口事業資金融資 あっせん制度年内の 申し込みはお早めに

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者

（法人・個人）が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市内金融機関へ融資のあっせんを行っています。

融資が決定された場合には、利息の一部を市が負担し、保証機関への保証料（当該融資相当分）の最大2分の1を補助します。

申し込みは、随時、受け付けていますが、年末は保証機関への申し込みが集中するため、お早めをお願いします。

☎ 経済課産業振興係（☎042-387-9831）

犬を飼っている方へ

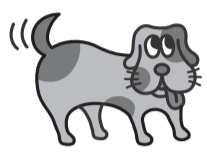
犬を飼っている方には、犬の登録と毎年1回（原則4〜6月）の狂犬病予防注射が義務付けられています。

今年度の注射が済んでいない犬の飼い主の方へ通知を送付しますので、ご確認ください。

また、犬が死亡したときは「飼い犬の死亡届」、住所や所有者が変わったときは「飼い犬の登録事項変更届」を忘れずに提出してください。

▼登録の鑑札 3千円（再交付 1千600円）
▼狂犬病予防注射済票 550円（再交付 340円）

☎ 健康課健康係（保健センター内 ☎042-321-1240）
または市民課市民係（市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9803）



こがねい未来通信



新型コロナウイルスの深刻な感染拡大となった第5波がようやく落ち着き、東京都では基本的対策徹底期間となっています。今後は緩やかに社会経済活動が再開されつつも、第6波も懸念されますので、市民の皆様におかれましては、健康にご留意いただくとともに、基本的な感染予防対策の取り組みも引き続きよろしく願います。

本市ではワクチン接種事業を最優先事業と位置づけて全力で取り組み、順調に推移してきました。それは本市の接種体制の特徴である50か所もの診療所や小児専門等の医療機関による個別接種と集団・大規模接種を併用したこと、緊密に連携している市医師会や薬剤師会、市訪問看護連絡会等の皆様にご尽力をいただいたところにあります。

10月末までに12歳以上の全対象者の8割以上の接種完了を目標とし、11月7日時点で対象者の約83%の方が2回目接種を完了することができました。課題である若い世代の接種率は、10代が約76%、20代が約73%、30代が約79%と高い水準となりました。保健センターでは11月から来年1月まで接種を継続してまいりますので、未接種の方はぜひご利用ください。

本市では、これまでに多様なツールを活用した啓発活動、若い世代への個別通知の発送、わかりやすいガイドブ

ックの活用や駅頭キャンペーン等の実施で、ワクチン接種の情報発信に努めてきました。また、個別接種を通してワクチン接種の正しい情報を多くの市民の皆様にお伝えいいただきました。さらに利便性の高い駅前接種会場を設けたり、平日夜間や予約なしの接種を実施する等のさまざまな工夫が、ワクチン接種率の向上につながったと考えています。これからも市民の皆様

の大切な命と健康、地域の医療提供体制を守るために努力いたします。現在は3回目接種に向けた準備に鋭意取り組んでいるところです。

コロナ禍における市民生活や地域経済を担う事業者の皆様を支援するために、新型コロナウイルス感染症緊急対応方針を第7弾まで策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。全市民の皆様

に1人2千500円分のこがねい地域応援券を発送しました。11月13日から使用できます。来年1月初旬からは、スマートフォン等によるキャッシュレス決済によるポイント30%還元事業も新たに実施いたします。両事業で予算総額約5億円規模の経済対策となります。市民の皆様には有効にご利用いただき、地域経済の活性化につながっていくことを心から願っております。

小倉井市長

西田真一郎

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です (法律相談、 税務相談は月1回まで)	高齢者介護相	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440) ▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400)
法律相談	12月2・7・9・14・16・21・23・28日	午前9時～正午	高齢者向け住宅改修相談	第1～4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
税務相談	12月8・22日 (電話相談)	いずれも午後1時30分から	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
人身の上相談	12月20日		シルバー人材センター入会相談	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時～3時 (午後1時までに来所の方)	シルバー人材センター本町作業所 (本町6-5-16 ☎0422-27-7117)
建築・登記・表示登記相談	12月1日		福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室 ☎042-383-1225) へ予約してください
行政相談	12月16日		創業相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話 (☎0422-31-2040) で予約してください
相続等暮らしの書類作成相談	12月15日		福祉総合相談 (ひきこもり相談含む)	▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第1日曜日 (市休日窓口の第一開庁日に準ずる)	福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター) (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
交通事故相談	12月14日	自立生活支援課 (市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9841/FAX042-384-2524)			
年金・労務相談	12月7日	▷外国人相談は、相談日の1週間前までに、直接または電話で受け付け (For English consultations, reservation by phone or in person is requested a week in advance.) ▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け			
手話通訳者設置	▷午前9時～午後1時=12月6・13・20・27日 ▷午後1時～5時=12月2・9・16・23・28日	▷広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818) へ予約してください			
女性総合相談 (夫婦・家族・人間関係)	12月3・9・10・17・24日 午後1時30分～4時30分	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約してください			
ひとり親・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所 (本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課 (市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)			

12月の相談日